

○財務省告示第百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

八回）

二 発行の根拠 法律第二十一年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

五

募方

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

各申込みのうち応募額を価格の高い
ものからそのうち応募額を順次割り
当てる。特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てる。

ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特
別参加者第Ⅱ非価格競争入札
発行」という。）

六

イ
発

入札発競争
価格競争
入札発競争

額面金額で五千六百八十五億円
うち、財政法第四十一条の規
定に基づき発行した付国債に
ついては、額面金額で四千五百
六十億九千四百七十万、特別
会計に関する法律第四十六条第
一項の規定に基づき発行した利

ロ

国債市場
特別参加
者第Ⅰ

て、額面金額で千三百四億円
づき発行した利付国債に基づ
き、財政法第四十一条の規定に
基づき発行した金額で

口

十
三
二

十
四

十
五

入札発行
国債市場
特別参加
者別第I
非格競
争入札
行及び
債市場
別参加
者別第II
格競
入札競
行争
利率
の経過
払込み

初期
利子

第二期
利子

七額錢
銭面以上
金額の
百円に
つぎ
百二十
円二十

年○・八パーセント
募入決定の
払込金額に
り算出した
に金額を第
定する期日
に払い込む
る。

$$\frac{\text{償付金償の償} \times 0.8}{100} \times \frac{92}{365}$$

平成三十年九月二十日
と、次に算出した
金額を支払う
が、銀行休業日に
その翌営業日に
次号及び第十
する期日につ
いて同じ。

$$\frac{\text{償付金償} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
三 大 銀 金 六
十 臣 行 額 十
年 か 百 年
六 ら 円 三
月 通 につ 月
二 知 を き 二
十 受 け 百 十
日 け た 円 日

者